

基本報酬、延長支援加算、サービス提供実績記録票の取扱いについて

※本取扱いは、こども家庭庁の事務連絡、Q&Aの内容を整理したものである。詳細については、子ども家庭庁の事務連絡、Q&Aを確認すること。

（1）基本報酬における時間区分の創設について

【基本】個別支援計画に定めた計画時間（以下、「計画時間」という。）に応じて算定

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上 1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超 3時間以下
時間区分3	3時間超 5時間以下

※放デー：学校休業日のみ時間区分3を算定

主な取扱い（別紙例のとおり）

- ① 実利用時間が計画時間より短くなった場合
⇒利用者都合の場合は、計画時間により算定
事業所都合の場合は、実利用時間により算定
- ② 実利用時間が計画時間より長くなった場合
⇒計画時間により算定
ただし、学校の短縮授業等により計画時間と異なることが想定される場合は、個別支援計画の「特記事項」に定めておくことで算定可
- ③ 計画に定めた日以外の日利用があった場合
⇒「30分以上 1時間30分以下」（時間区分1）で算定可
ただし、当初計画していない日の利用について想定される場合は、個別支援計画「特記事項」に定めておくことで算定可

（2）延長支援加算の見直しについて

【基本】個別支援計画に定めた計画時間に応じて算定

5時間（放デー平日3時間）を超えて1時間以上（前後いずれも）支援の場合に算定可

時間区分	障害児	重心児・医ケア児
1時間以上 2時間未満	92 単位／日	192 単位／日
2時間以上	123 単位／日	256 単位／日
30分以上 1時間未満	61 単位／日	128 単位／日

※「30分以上 1時間未満」は利用者都合の場合のみ算定可

主な取扱い（別紙例のとおり）

- ① 実延長支援時間が計画時間より短くなった場合
⇒実延長支援時間により算定

- ② 計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援の場合
⇒急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことで算定可
- ③ 利用者都合により、基本報酬該当の支援時間が、延長支援加算要件の5時間（放デー平日3時間）より短くなった場合
⇒利用者都合の場合、基本報酬について計画時間による算定が可であるため、延長支援加算についても算定可
- ④ 延長支援をした後に基本報酬による支援を行う計画であったが、利用者都合により基本報酬の計画時間前に帰宅し、基本報酬の算定ができない場合
⇒延長支援加算は、基本報酬算定が前提であるため**算定不可**
ただし、欠席時対応加算は算定可
- ⑤ 支援前1時間、支援後1時間支援した場合
⇒2時間以上（123単位）で算定（前1時間（92単位）・後1時間（92単位）の両区分算定ではない）

（3）サービス提供実績記録票の記入方法

- 「開始時間」「終了時間」
実利用時間を記入（基本報酬、延長支援加算の両方含める）
- 「算定時間」（請求する時間区分と一致）
原則、基本報酬の計画時間を記入
（学校の短縮授業等により計画時間と異なる場合は、個別支援計画の「特記事項」に定めてある時間を記入）
※事業所都合による時間変更等により計画時間とならない場合あり
- 「延長支援加算」
30分以上 1時間未満：「1」を記入
1時間以上 2時間未満：「2」を記入
2時間以上：「3」を記入

（4）その他

- 保育所・学校等の都合や、台風等による特別警報又は各警報が発令され事業所判断による時間変更も「利用者都合」に含む。
- 計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合は、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。
- 個別支援計画への計画時間の記載方法については、「令和6年度障害児福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について（令和6年3月15日発出こども家庭庁事務連絡）」を確認すること。